

後期高齢者医療保険

平成31年度後期高齢者医療保険のお知らせ



詳しくは町住民生活課におたずねください

■平成31年度の保険料の算出方法は昨年と同一です

後期高齢者医療保険1人あたりの保険料額は、皆さん同額の「均等割額」と個人の所得に応じる「所得割額」の合計で算出しています。上限額は62万円です。

▼均等割額 年額47,900円
▼所得割額 総所得金額（基礎控除後）×9・26%

■保険料の軽減内容が見直されます

所得が低い方の保険料は継続して軽減されますが、対象者の範囲や軽減割合などが見直されます。

均等割額の軽減については、世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額

などの合計額で計算します。

●均等割額の軽減

▼8割軽減

基礎控除（33万円）を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算した上で所得が0となる場合（介護保険料の軽減拡充などに合わせて軽減率が下がります）。

▼8・5割軽減

基礎控除（33万円）を超えない世帯

▼5割軽減

基礎控除（33万円）＋「28万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯

▼2割軽減

基礎控除（33万円）＋「51万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯

▼そのほかの軽減（被用者保険加入者に扶養されていた方の軽減）

制度加入の月から2年間は均等割額5割軽減、2年経過後は軽減なし（所得割額はかかりません）。

■仮徴収額決定通知書をご確認ください

今月から平成31年度後期高齢者医療保険料の仮徴収が始まります。

対象となる人には「後期高齢者医療仮徴収保険料額決定通知書」を送付しましたので、記載事項を必ずご確認ください。

仮徴収とは、保険料額が決定する7月より前に、仮の金額として年金から徴収するものです。前回徴収した保険料額を基準に、4・6・8月の年金から徴収します。対象者には「後期高齢者医療仮徴収保険料額決定通知書」を送付しました。仮徴収保険料額などが記載されていますので、ご確認ください。

■あんま・はり・きゅう治療券の利用について

後期高齢者医療では、あんま・はり・きゅうの治療を受ける場合に利用できる治療券（1人当たり1,000円の5枚）を発行しています。治療券は、町と協定を結んでいる施術院で使用できます。必要な方は、後期高齢者医療被保険者証と印かんをご準備の上、町住民生活課で申請してください。

▼申請期限

4月1日（月）～2020年3月31日（火）

■医療機関の適正受診について

●重複受診をやめましょう

重複受診とは、同じ病気で同時期に複数の医療機関にかかることをい

います。受診するたびに初診料がかかります。医療費が高額になります。また、何度も検査や処置・投薬などを行うので、体に負担もかかります。

●かかりつけ医をもちましょう

かかりつけ医とは、あなたの既往症や健康状態などを把握して、健康管理全般のアドバイスをする医師のことです。かかりつけ医をもてば、いざというときに慌てずに済みます。

●ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品は新薬と同じ有効成分を使っているため、安全性も効き目も立証されています。ただし、すべての新薬に対してジェネリック医薬品があるわけではなく、症状によっては適さない場合もあります。詳しくはかかりつけ医・薬剤師にご相談ください。

●お薬手帳を活用しましょう

お薬手帳は使っている薬などを記録しておくもので、つくって記録しておけば、薬の重複や飲み合わせのトラブルを未然に防ぐことができます。病院や薬局に行くときは必ず持って行きましょう。

災害義援金

■平成28年熊本地震災害義援金の追加配分を決定

先日開催された県および町災害義援金配分委員会において、義援金の追加配分が決定されました。今回の配分では、県義援金の追加配分に合わせて町義援金からも追加配分を行うことを決定し、次のとおり配分を行いました。

●追加配分の配分基準と基準額

- ・全壊、解体世帯
74,000円
(県配分50,000円、町配分24,000円)
- ・半壊、大規模半壊世帯
37,000円
(県配分25,000円、町配分12,000円)
- ・一部損壊世帯で修理費用に30万円以上支出した世帯
10,000円
(町配分のみ)

●追加配分の方法

指定された口座に、3月8日(金)に振り込みました。
※世帯状況や住所を変更された場合は、配分できていないことがあります。追加配分対象世帯で

まだ配分が行われていない場合は、お問い合わせください。

●新たな配分を決定

県配分委員会では、全壊、大規模半壊、半壊の世帯で平成30年度住民税が非課税の世帯に義援金を配分することが決まりました。この新たな配分については、別途お知らせします。

■一部損壊世帯の義援金配分申請期限の延長について

現在、一部損壊世帯で被害に遭った住家の修理費用に30万円以上支出した世帯に対して県と町義援金から配分を行っています。このたび、被災者の生活再建に必要時間を要することなどを踏まえ、申請期限を次のとおり変更しました。

●延長後の申請期限

2020年3月31日(火)

義援金の配分申請に必要なものなどの詳細は、町公式ウェブサイトをご覧ください。

▼お問い合わせ先

町住民生活課
096・234・1113

町住民生活課 ☎ 096-234-1113(内線 105)

健診・検診

新年度は健診・検診の申し込みから始めよう



健診を受けて自身の体の状態を確認しましょう

■今年度の健診・検診の申し込みは4月15日(月)まで

町では、平成31(2019)年度の健診・検診を次のとおり実施します。

各健診の申し込みは、4月15日(月)までに「健診希望調査票」に必要事項を記入の上、各行政区の嘱託員または町総合保健福祉センターに提出してください。

●節目健診

- ▼期間 6～12月
- ▼場所 日本赤十字社熊本健康管理センター、高野病院総合健診センター
- ▼対象 2020年4月1日現在で35・40・45・50・55・60歳の町国民健康保険被保険者

●特定健診・若者健診・がん検診(7月集団健診)

- ▼期間 7月6日(土)～12日(金)
- ▼場所 町総合保健福祉センター
- ▼対象 20～74歳の町国民健康保険被保険者

●後期高齢者健診・がん検診(8月集団健診)

- ▼期間 8月16日(金)～18日(日)
- ▼場所 町総合保健福祉センター
- ▼対象 後期高齢者医療保険被保険者

●がん検診(12月集団健診)

- ▼期間 12月4日(水)～8日(日)
- ▼場所 町総合保健福祉センター
- ▼対象 20歳以上の女性および40歳以上の男性

詳しくは、今月に各世帯に配布しました「甲佐町健診のお知らせ」および「甲佐町健診希望調査票の書き方」をご確認いただくか、町総合保健福祉センターまたは住民生活課までお問い合わせください。

▼お問い合わせ先

町総合保健福祉センター
☎ 096・235・8711
町住民生活課
☎ 096・234・1113

町総合保健福祉センター ☎ 096-235-8711